第4部

民事・商事・行政事件の法制度改革の現状と課題

第 章 民事司法制度改革のあゆみ

第1 民事司法制度改革総論

1 今、なぜ民事司法改革か

(1) 司法制度改革の残された課題

2001 (平成13) 年6月の司法制度改革審議会意見書は、 日本の国の形が、事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会へ変わってゆくことを想定して司法の 機能と役割の強化を提唱した。国際化が飛躍的に進み 司法の役割も強調された。そのためには司法の容量を 拡大し、「法の支配」を隅々まで浸透させて司法が国 民にとって利用しやすく、頼りがいのあるものにする こととした。

同年12月司法制度改革推進本部が設置され、24本の司法改革関連の法整備がなされたが、その中でも法科大学院により法曹の質を維持して数を増やしたこと、法テラスを創設して司法を利用者の身近にしたこと、裁判員制度により国民の司法参加を可能にしたこと、という大きな改革が実現した。

しかし、民事・家事・行政の裁判分野をはじめ裁判 所の司法基盤や法律扶助改革を初めとするアクセス費 用などの司法分野では改革は部分的であり、手つかず の積み残し課題が多く残されたままになっている。

(2) 民事裁判制度の利用しやすさと利用満足度

司法制度改革審議会はその意見書において各種提言を行うにあたって、2000(平成12)年、民事訴訟制度研究会(代表菅原郁夫早稲田大学教授)を通じ、民事司法の利用者調査を実施した。その後も、利用者にそれらがどう評価されたかを検証し、継続して制度改革に反映させる目的で3回(2006[平成18]年、2011[平成23]年、2016[平成28]年)利用者調査が実施された。

そこでは、民事司法の「①利用しやすさ」と「②満足度」についての利用者の意識調査を行っているこれをみると①は司法制度改革前より司法制度改革推進本部による改革諸立法制定直後やや上昇したものの、2011(平成23)年には下がり、また少し上昇し、②は改革諸立法制定直後やや上昇したものの一度下がり直近ではやや上昇している(これは法人利用者の数値に改善があったことが要因とされている)。

利用者の意識は訴訟結果に左右されることはあるとしても2割強程度しか民事司法を評価しておらず、司法改革開始前に言われた利用者の司法アクセスについて「2割司法」の実態は利用しやすさや満足度といった内容面でもそう改善されていないことが見て取れる。

(3) 民事裁判件数は、国際比較でも極端に少ない

わが国の民事裁判の件数は各国と比較しても少なく、人口比でアメリカの8分の1、イギリス・フランスの4分の1、ドイツ・韓国の3分の1程度といわれる。訴訟件数と相関関係にあるのがリーガルコスト(弁護士や裁判所等に支払う法的費用)である。アメリカではGDPの1.4%がリーガルコストといわれる。これを日本で見ると、日本の実質GDPは2015(平成27)年の数値で比較すると532兆5,290億円なのでその1.4%は7.4兆円となる。弁護士の2010(平成22)年度調査の収入平均値(3,304万円)に弁護士数(30,525人)をかけると1兆0,085億円(GDP比0.19%)であり、アメリカの8分の1強の数値になる。イギリスの2012(平成24)年の弁護士収入が250ポンド(約4兆円)であり、日本は約4分の1である。このようにわが国のリーガルコストの規模も海外に比べて極めて少ないのが実情である。

私達は日本の訴訟社会化を目指すものではないが、 訴訟件数が外国に比べて極端に少ないだけでなく、国 民のリーガルコストもやはり諸外国との比較でも極端 に少ないという事実は、我が国の訴訟制度に紛争解決 機能上の欠陥があり、利用者の利用をためらわせる原 因があるのではないかと考えさせられる。

(4) 我が国の司法の現状

最近10年間日本の訴訟は、過払いを除き横ばいか、 やや減少している。民事通常事件の全地裁新受件数 (括弧内は過払金請求を除いた件数) は、2003 (平成 15) 年度 が157,833件 (114,417件) であったが、2017 (平 成29) 年度146,678件 (103,269件) となっていて、過 払金等金銭事件を含めやや減少している。ところで、 本人訴訟についてみると、弁護士が大幅に増加したが 実質的紛争のある本人訴訟の実数に変化がない。具体 的には2005(平成17)年から弁護士人口は一貫して増加し2011(平成23)年までに43.9%増加したにも拘わらず、双方弁護士が付いている事件はその期間に9.9%しか増えておらず、本人訴訟の件数は横ばいである(司法研修所『本人訴訟に関する実証的研究』〔法曹会、2013(平成25)年〕5頁参照)。

弁護士選任率についてみると、地裁通常民事訴訟事件の弁護士選任率は2001(平成13)年度78.9%であったが、2011(平成23)年度は77.4%とむしろ減少している。

司法予算(裁判所予算)も0.3~0.4%と低額のままであり、また、裁判官の数も増えていない。2014(平成26)年度の裁判所予算は3,110億円であり、国家予算に占める割合は0.324%に過ぎない。法テラス予算が裁判所予算から法務省予算に移行したとはいえ国家予算に占める裁判所予算の割合は年々減少傾向にある。

また裁判を起こす側の弁護士の数はここ10年で約13,000人と大幅に増えたにもかかわらずそれを受ける立場の裁判官の数は600人弱しか増えておらず早急に是正しなければならない状況もある。

(5) 訴訟件数が増加しない原因

訴訟件数が増えないのは、文化的原因(日本人の訴訟嫌い)ではなく、制度的原因にある(現在の通説的見解)。川島武宣『日本人の法意識』(岩波新書、1967 [昭和42] 年)は、わが国において訴訟が少ないのは日本人の訴訟嫌いという文化的な原因にあるとする。その中で「訴訟には費用と時間がかかるということは、わが国で訴訟が少ないということを説明する十分の理由とは考えられない」とし、「私には、むしろ現代の裁判制度と日本人の法意識のずれということの方が、この問題にとってはるかに重要であるように思われる」としている。

更に、「権利義務が明確・確定的でないということによって当事者の友好的な或いは協同体的な関係が成立しまた維持されている……訴訟はいわゆる黒白を明らかにすることによって、この友好的な協同体的な関係の基礎を破壊する。だから、伝統的な法意識にとっては、訴訟を起こすということは、相手方に対する公然たる挑戦であり、喧嘩を吹っかけることを意味する」として訴訟がわが国で少ない要因として日本人の伝統的な法意識を挙げている(川島・前掲書137~140頁参照)。

これに対して、ジョン・ヘイリー(加藤新太郎訳) 「裁判嫌いの神話」(判例時報902号14頁、同907号13頁、 1978 [昭和53] 年、1979 [昭和54] 年) では、訴訟は 意識面より制度面が重要な要素とし、訴訟を提起しや すくするための条件として、①権利義務に関して十分 な情報があること、②司法アクセス(裁判官や弁護士 の数、管轄や訴えの利益の制限、申立手数料、訴訟費 用の担保)が適正であること、③訴訟の結果として十 分な権利救済があることの三要素を挙げ、日本ではこ れらが不十分とする。近時の件数が増加した過払金訴 訟で見れば最高裁判例で利息制限法違反の利息は元本 充当後、不当利得として返還請求出来ることが新聞、 TVで大々的に報道・広告され、市民に十分な情報が 与えられ(①)、これを取り扱う弁護士・司法書士の 広告が新聞・TVでもなされ、確実に回収出来ること から弁護士も着手金なしで事件を受任して、利用者の アクセスも容易になっている (②)、更に判決を得れ ばサラ金各社は任意に払い、しかも判決にならないで 和解により速やかに支払う業者も多く権利救済もでき ている(③)。要するにジョン・ヘイリーの言うよう に①~③の条件がそろえば法需要は顕在化し、訴訟件 数は増加する。

菅原郁夫「日本人の訴訟観 訴訟経験と訴訟観」(ジュリストNO.1297〔2005(平成17)年〕)では、訴訟利用経験者では訴訟を始めるにあたって躊躇した者より、躊躇しなかった者の方が多いことをデータで示す。また訴訟未経験者では離婚などでは多くが躊躇を感じている(82.4%)が、他人との契約問題(52.3%)、交通事故の損害賠償問題(29.4%)ではそう多くは躊躇していない。親族問題について訴訟をさけるのは日本だけではないので交通事故など訴訟を敬遠する傾向はさほど大きくないとする。日本人は川島理論とは異なりむしろ権利の実現をはかり、白黒をはっきりさせることが訴訟の内外を通じて期待されていたとし、さらに訴訟経験者、未経験者を通じて公正な解決への欲求が強く、訴訟が少ないのは文化的原因でなく制度的原因にあるとする結論を導いている。

上記の視点から、わが国の民事司法の現状を分析すれば民事司法の利用者にとってわが国の現状は解決されるべき法的需要はあるにもかかわらず、制度や裁判所基盤の壁に阻まれて顕在化せず、利用者にとって公正な解決手段が確保されていない状況があるといえる。

197

ここに今民事司法改革に着手すべき大きな理由が存在する。

2 日弁連での取組み

(1) 定時総会での民事司法改革推進決議と民事司法改 革推進本部の設立

日弁連は2011 (平成23) 年5月27日の定時総会において次の3点を内容とする「民事司法改革と基盤整備の推進に関する決議」を行うと共に、同年6月、日弁連に民事司法改革推進本部 (現・民事司法改革総合推進本部)を設置した。

ア 民事司法改革諸課題について

政府関係諸機関に対し、強力な改革推進の取組を求めるとともに、これらの改革実施に必要とされる司法 予算の大幅な拡大を求める。

イ 諸課題の検討と提言

上記諸課題を推進するため 当連合会内に整備される新たな取組体制のもと、各弁護士会や市民団体等外部の意見を聴きながら鋭意検討を進め、それぞれの検討状況に応じて、適時に提言を行う。

ウ 弁護士の意識改革、業務態勢の改革などの取組み あわせて、上記のような民事司法改革に対応するため弁護士自身の意識改革、業務態勢の改革に努めるほか、法曹養成や研修を含めた弁護士の能力の向上に取り組む。

(2) 民事司法改革グランドデザイン

日弁連に設置された民事司法改革推進本部は、2012 (平成24) 年2月、民事、家事、行政、消費者、労働、 基盤整備の各分野に関わる委員会からの意見を集約し てグランドデザインを策定した。その後2013 (平成 25) 年、2018 (平成30) 年にその改訂版を策定してい る。

3 東京弁護士会での取組み

東弁は、2013(平成25)年6月の常議員会において 民事司法改革実現本部を設置した。同本部は、民事司 法改革の現状と諸課題を会員に周知すること、検討中 や未着手の課題について意見の集約を行うこと、諸課 題を継続的に検討しその取組結果及び改善策を提言し、 その実現のための活動を企画・実行することを目的と している。このような民事司法改革実現を視野に入れ た本部組織を立ち上げたのは東京弁護士会が最初であ り、これまで東京弁護士会を中心とする東京三弁護士会の弁護士に対して実施したアンケート結果を集約し、2014(平成26)年11月末には報告書を提出したこと、後述の民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書に指摘された課題を抽出して、最高裁判所との民事司法改革に関する協議のテーマを検討して、同年9月から日弁連と最高裁との協議の開始の条件を整えたことなど活発な活動を行ってきた。

現在本部は、新たな政府のいわゆる骨太の方針2018 での閣議決定や国際仲裁などの国際化へ対応すべく次 の部会を置いて活動している。

- ① 基盤整備部会、② 証拠収集調査部会、③ 判 決・執行部会、④ 民事国際化対応部会
- ⑤ 通信秘密制度部会、⑥ 損害賠償の増額検討部会、
- ⑦ 知財分野の改革検討部会

4 「民事司法を利用しやすくする懇談会」 の発足

(1) 設立目的とメンバー~各界からなる民間懇談会

2013 (平成25) 年1月24日民事司法を利用しやすくする懇談会(以下、「民事司法懇」という。)が発足した。民事司法懇研究者(憲法、民法、商法、民事訴訟法、行政法、法社会学)、経済団体、労働団体、消費者団体、及び法曹関係者等34名の委員が、「民事・家事・商事部会」、「行政部会」、「労働部会」、「消費者部会」、「基盤整備・アクセス費用部会」を構成して議論し、報告書を取りまとめる作業を行った。

なお、この民事司法懇の事務局は委託されて日弁連 が担っている。

民事司法懇は、最終報告書提出後も活動を継続して おり、2018 (平成30) 年10月16日第7回目の全体会を 開催した。

(2) 最終報告書 (同年10月30日)

2013(平成25)年10月30日最終報告書を発表した。 最終報告では改革は待ったなしであるとし、国と民間 の協同で大がかりな事業として、政府に改革の道筋を つける強力な検討組織を設置することを求めている。 また、民事司法懇は、今後も委員と各出身母体が提言 実現のために適宜必要な行動をとるとしている。なお、 最終報告書の全文は「民事司法を利用しやすくする懇 談会」のHPで公開している。

5 最高裁との民事司法に関する協議の開始

(1) 民事司法改革課題に取り組む基本方針

民事司法改革を今後どのようなプロセスで実現するかが、我々弁護士と日弁連及び各地弁護士会に課された課題である。民事司法懇の提言を受けて日弁連においては運用や従来の法改正プロセスで実現できるものについてはまず民事裁判を運営する裁判所との間で協議を先行させて実現を図るべきという執行部方針の下、2014(平成26)年3月19日開催の理事会において民事司法改革に取り組む基本方針が決議された。

それによると、①司法アクセスの拡充、②審理の充 実、③判決・執行制度の実効性の確保、④行政訴訟制 度の拡充、⑤基盤整備の拡充について運用、従来の法 改正プロセス(法制審議会等)、政府の新検討組織の3 つの方法で実現を目指すべきであるが改革課題を分類、 整理し(3つの出口)、適切な方法で実現することを目 指すとされた。また、新検討組織については、根拠法 令、組織体制、権限、取り上げるべきテーマと順序、 検討期間、事務局の派遣体制などについて、単位弁護 士会及び関連委員会を含め会内議論を行い、そのうえ で改めて新検討組織の設置に向けた働きかけを行うこ とを決定することになっている。

(2) 最高裁との協議スキーム

上記の方針が決議された後、日弁連は最高裁と、 2014 (平成26) 年9月から協議が開始された。

協議は、日弁連副会長と最高裁事務総局の局長等で 構成される「親会」のもとに4つのテーマに沿って、 次の4つの部会が設置され、それぞれ活発な協議が行 われた。

「基盤整備」部会、「証拠収集手段の拡充」部会、「判決・執行制度の拡充」部会、「子どもの手続代理人制度の充実」部会。

協議の結果、基盤整備部会関係では、労働審判の支部の拡充(静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部、広島地裁福山支部の3支部、2017〔平成29〕年4月から実施)、非常駐支部である松江地家裁出雲支部での常駐化、静岡地家裁掛川支部、神戸地家裁柏原支部など計5カ所での裁判官の填補回数の増加(2016〔平成28〕年4月から実施)に結実した。判決・執行部会関係については、2019〔令和元〕年民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の成に至った。また、子ど

も手続部会関係についても、「子ども手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」について、合意が成立し、日弁連は各弁護士会へ、最高裁は、事務総局から各地家庭裁判所へ文書が発出された。また、証拠収集手段の拡充部会についても所要の成果を収めた。現在は、法制審議会の部会開催に向けた法曹三者の協議が続けられている。

6 民事司法制度改革に関する府省庁連絡会 議の設置

(1) 経済財政運営と改革の基本方針2018での「民事 司法制度改革を政府を挙げて推進する」旨の決議 いわゆる骨太の方針2018では次のとおり民事司法制 度改革について閣議決定している。

「あわせて、<u>司法制度改革推進法の理念に則り</u>、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む<u>民事司法制度</u>改革を政府を挙げて推進するほか、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の解消に向けた取組、若年層の抱える問題を中心とした人権擁護活動、人権侵害の実態を踏まえた適切な啓発活動、高齢運転者対策などの交通安全対策を進める」(同方針45頁)。

ここで注目すべきは、まず、民事司法制度改革を、司法制度改革推進法の理念に則って行うこととしたことである。同法は2001(平成13)年12月から内閣総理大臣を本部長とする司法制度改革推進本部を設置して推進計画を策定し、それに基づき法律案及び政令案の立案に当たったものであるが、3年経過して同推進本部は解散したものの、同法は存続している。次に、民事司法制度改革を政府を挙げて推進する旨特記したことである。

このような背景事情としては、日弁連が2011(平成23)年以来民事司法改革について本部組織を立ち上げ、関連委員会や各弁護士会からの委員を中心にグランドデザインの策定、シンポジウムの開催、「民事司法を利用しやすくする懇談会」の立ち上げ、同懇談会の中間報告書と最終報告書のとりまとめ等に尽力するなど、地道な活動を展開した成果ともいえる。そして、直近では次のとおり、議員連盟等の力強い活動が存在したことに拠る。

(2) 国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟

国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟(以下、「民司改革議連」という)は自由民主党議員により、2018(平成30)年3月19日設立総会を開催して創設された(会長河村建夫、幹事長柴山昌彦、事務局長三宅伸吾)。民司改革議連内には第1~第4勉強会が設けられた。それぞれの勉強会のテーマは下記のとおりである。

記

第1勉強会(座長:盛山正仁、副座長:藤原崇) …司法アクセスの拡充(講師:菅原郁夫早稲田大 学教授、安岡崇元法テラス理事・日本経済新聞社 論説委員)

第2勉強会(座長:古川俊治、副座長:井野俊郎) …権利救済の実効化(講師:三木浩一慶應義塾大学大学院法務研究科教授、潮見佳男京都大学副学長・同大学大学院法学研究科教授)

第3勉強会(座長:城内実、副座長:阿達雅志) …国際紛争における日本の司法の役割強化(講師:伊藤眞東京大学名誉教授、荒井寿光元特許庁 長官・初代内閣官房知財戦略推進事務局長)

第4勉強会(座長:左藤章、副座長:小林鷹之) …国際紛争における日本の法曹の役割強化(講師:前田博西村あさひ法律事務所パートナー、橋本豪渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートーナー)

これら勉強会が開催された後、総会において中間報告(「グローバル時代にふさわしい民事司法基盤の確立のために」)がなされ承認された(2018 [平成30]年5月29日)。この中間報告に基づき民司改革議連は、政府に次の要望を行っている。

「国民や企業が利用しやすく、頼りがいのある 司法は品格ある国家として必須の社会インフラで ある。

このため、訴訟費用や民事法律扶助に関する当事者の経済的負担の軽減策を含む司法アクセスの拡充、権利侵害の公正な実態解明のための手続きの充実及び権利侵害者に利得を残さない損害賠償制度の導入、司法判断の履行確保のための制度整備など権利救済の実効化のための取組み、独占禁

止法における課徴金制度と手続保障の整備、仲裁、 調停の拠点整備を含む国際仲裁、調停の活性化に 向けた基盤整備のための取組みの継続・強化、法 教育の推進等を進める。

上記の確実な実現等のため、利用者の視点から 継続的に制度評価・検証を含む民事司法改革推進 の体制を内閣の下に整備することを含め、推進体 制の在り方の検討を政府に強く求めるとともに、 我が国法曹の国際競争力強化を含む司法分野の人 的・物的基盤の強化を図る。」(同中間報告3~4 頁)

(3) 公明党「民事司法改革に関するプロジェクトチーム |

公明党「民事司法改革に関するプロジェクトチーム」 (以下、「民事司法改革PT」という)は2018(平成30) 年4月公明党法務部会内に設置された(座長魚住裕一郎、事務局長国重徹)。その後、日弁連、法務省、最高裁とのヒヤリングを経て、同年5月28日公明党として「経済財政運営と改革の基本方針2018等に向けた提言」を策定し、次の要望を政府に対して行っている。

「(6) 民事司法基盤の拡充強化と民事司法改革 の推進

総合法律支援の拡充、訴訟費用の低・定額化な ど経済的な司法アクセス障害の解消、裁判所の非 常駐支部の解消や支部の機能拡充などの司法過疎 対策を進め、国民に身近で頼りがいのある司法機 能を確保するための取り組みを推進する。民事・ 行政訴訟分野を含む司法制度の在り方を検討し、 消費者被害や人権侵害被害の適正・迅速な救済を 可能にするなど国民が利用しやすい裁判制度の具 体的方策を検討するため体制を整備する」(同提 言31頁)

(4) 民事司法制度改革に関する府省庁連絡会議の設置

日弁連や前記民司改革議連等により民事司法改革の 取組体制の設置に向けた折衝が行われた結果、2019(令 和元)年3月内閣官房に民事司法制度改革に関する府 省庁連絡会議が設置され、2020(令和2年)3月10日「民 事司法制度改革の推進について」を公表した。

その主な内容は、次のとおりである(それぞれの具体的な内容については、連絡会議のホームページを参照されたい。)

ア 進展する国際化社会の中で民事司法制度に求められるもの

→①民事司法制度全般の国際競争力の強化、②外国 人からも利用しやすい制度構築の必要性

イ 国際競争力強化という観点から必要な改革

民事裁判手続等のIT化を着実に進める。民事裁判手 続等の法制面や運用面における見直し

知的財産分野の紛争解決手段の更なる充実化、国際 商事紛争について国際仲裁の活性化

ウ 国際化社会において必要なその他の改革

越境消費者紛争への対応力強化

増加が見込まれる在留外国人を当事者とする国内民 事紛争の対応

7 今後の課題

民事司法改革の重要課題は多岐に亘る。日弁連において検討されている諸課題の内容については、日弁連の民事司法改革グランドデザインとその添付の資料編(DVDとして全て収録されている)や前述の民事司法懇の最終報告書の全文(HPで公開中)を参照されたい。他方で、前述のとおり民事司法制度改革に関する府

省庁連絡会議は2020(令和2)年3月に報告書を取りま とめた。そこで掲げられた課題は、日弁連で検討して いる諸課題の一部にとどまっている。

今後は報告書が提出された後の制度改革と予算取りをどのような体制で実現してゆくのか。さらに報告書で今後の課題とされたもの(民事司法を担う人材の幅広い育成、民事訴訟における情報・証拠収集制度の充実、家事事件についての課題及び対応の方向性等)や取り上げられてない課題(司法アクセスの拡充など)をどう実現していくかポスト府省庁連絡会議の取組が重要となる。

グローバル化、デジタル化により世界的な規模で、 生活・文化に大きな変化が生じようとしている。加え て新型コロナウイルス感染症により、働き方など人々 の価値観・人生観も変わろうとしている。これらに伴 い市民の間の紛争も複雑化・多様化するとともに、国 際化の影響も免れない。民事司法制度がこれらの紛争 に公正・適正、かつ迅速に対応するため弁護士・弁護 士会としても、これまでの慣行・意識にとらわれない 新たな改革を実現していくことが求められている。

第2 司法アクセスの拡充

1 司法アクセスの更なる拡充の必要性

司法アクセスの拡充の必要性については、2001(平成13)年の司法制度審議会意見書以来、指摘され、2004(平成16)年成立の総合法律支援法以降、総合的な司法アクセスの改善を図る体制を整えてきたが、同法に基づき日本司法支援センターが設立された以降においても、我が国における民事司法制度の利用は増加したとは言い難い状況にある。この事は、我が国の司法アクセスに対する障害が、十分に解消されていない事を意味するものと言える。

こうした状況を受けて、司法アクセスの更なる拡充 の為に今後とりくむ課題として日弁連の民事司法改革 のグランドデザインが掲げるものは広範にわたるが、 日弁連民事司法改革総合推進本部の「民事司法改革総 合推進本部の取組について」においては、「民事司法 の費用の問題の改革・改善を中心に取り組む。具体的 には、提訴費用の低・定額化、民事法律扶助における 償還制から給付制への移行、報酬基準の適正化等に取り組む。」とされ、経済的側面からのアクセス障害の解消の必要性が指摘されている。

2 提訴費用の低・定額化

国民の裁判手続きへのアクセスを容易にし、司法を利用しやすくするためには、訴訟費用を合理化する必要があり、このうち、提訴手数料は、現在訴訟事件の経済的価値である訴訟の目的の価額に応じて所定の額を順次加算して算出する「スライド制」が取られているところ、スライド制の場合、訴額が大きければ、提訴手数料も大きくなり、裁判手続のへのアクセス障害となっていることは、かねて指摘がなされているところであるが、この点に関する改革はいっこうに進展しないまま現在に至っている。従って、手数料体系を見直し、低額化の検討が必要である。また、かねて濫訴の弊害を招くとも言われる定額制についても、イギリ

ス、アメリカ等で採用されている実態や、原子力損害 賠償紛争解決センターにおける実情等も検証の上、司 法アクセスを制約してまで回避すべき合理性があるの かにつき検討される必要がある。

3 民事法律扶助における償還制から給付制 への移行

我が国の民事法律扶助制度は、償還制を採用してお り、この制度を利用する被援助者は、訴訟費用の立替 払を受けることが出来る一方において、事件終了後に は立替払いを受けた金額を原則償還(=返還)する必 要がある。この制度は、民事法律扶助制度を有する諸 外国の中においても極めて異例の制度で、いまや実質 的には唯一日本だけが採用している制度であると言え る。我が国の民事法律扶助制度がこうした償還制を採 用してきたのは、国家予算による支援を受けられない 時期、支援が始まって以降も予算規模が拡大しない中 で、広く民事法律紛争の解決の為の支援を行うという 理念のもとに採用されてきたという歴史的経緯がある ことも事実であるが、裁判を受ける権利の実質的な保 障、法の支配の貫徹した社会実現の為の司法アクセス 障害の解消の必要性という観点からすれば、援助金の 償還義務の存在が司法へのアクセス障害となっている ことは明らかであって、このアクセス障害の解消は急 務である。また、援助金の返還の必要が無いいわゆる 給付制を採用している諸外国においては、訴訟費用の 負担の為に正当な権利の実現が阻まれている者を援助 して権利を実現することによって、被援助者の自立を 支援することが出来ることによって、そうでなければ 負担する必要があったであろう公的給付の支出を削減 できることが給付制採用の利点であることも指摘され ている。

一方において、全額給付制を採用し、これを現行の 扶助対象全てに対して適用した場合に、その予算規模 は膨大なものとなることもまた明らかであり(法テラ スの法律相談援助、書類作成援助、代理援助の立替金 等の2017(平成29)年度実績の総額は約171億円)、法 律扶助予算の世界的な削減の時代的潮流の中で、素直 に国民の理解が得られるものとは言いがたいところが ある。そのため、予算の効率的な配分の見地から、一 部給付制(負担金制度)、対象事件の絞り込み、対象 者の絞り込み(扶助要件の厳格化)等の要素を加味し ながら、どのような制度設計が適正なものかを検討し てゆく必要がある。

その際にあわせて検討されるべきなのが、弁護士費用保険の拡充と積極的活用である。弁護士費用保険は、高所得でも扶助対象者でもない中間所得層のアクセス障害(いわゆるUカーブ現象)の解消手段、扶助対象者であっても保険加入者は存在しうるので扶助予算の節減、仮に、扶助の対象を限定するような場合には、そこから漏れ落ちた分野の司法アクセス障害が生じないよう弁護士費用保険によるカバーが出来る様な検討が一体的なものとして行われるべきである。

ただし、その際には、弁護士費用保険を原則的なものとして法律扶助制度を補充的なものという形で位置づけるべきではないものと考える。それは弁護士費用保険に相内在する限界として保険制度適用の契機として事件発生が必要とされる為、事件発生前若しくは混沌とした段階での相談、対応には制度適用の限界があることが指摘されているところであって、弁護士費用保険へのシフトをすすめたスウェーデンにおいてはトータルのリーガルサービスが後退した旨が指摘されていることには注意が必要である。

4 民事法律扶助報酬基準の適正化

現在の総合法律支援法はその第10条2項において弁護士等は「総合法律支援の意義並びに弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ」「総合法律支援の実施」「のために必要な支援をするよう努めるもの」として、かつて民事協会が民事法律扶助を担っていた時代の民事法律扶助法の規定を、民事法律扶助事業の業務となった以降においてもそのまま承継しているとともに、その報酬基準についても、いくつかの改定は経たものの大筋において承継してきたままとなっている。

民事法律扶助協会時代の報酬基準は、同協会の少ない予算で広く法律扶助の恩恵を行き渡らせる為に、業務の担い手である弁護士のプロボノ精神にも大いに期待をした制度設計を行っていたものであって、その現れが現行の総合法律支援法10条2項であり、報酬基準であったものであって、民事法律扶助事業が国の業務となった現在においては、もう一度その位置づけは問い直す必要がある。

また、我が国の民事法律扶助制度が償還制を採用している関係から、援助額の決定段階において被援助者

の償還による負担を考慮する結果、事件処理の難易度 が報酬に十分に反映されずに決定される傾向があるこ とは否めないところがある。

その結果、扶助報酬は手間のわりには報酬額が低い との声が多くあがる結果となって来ていることは事実 である。こうした事態は、将来的な担い手の減少や質 の低下を招くことは十分に想定されることであって、 そのことは実質的な意味で、国民の司法アクセスへの 障害となるものである。従って、この点の改善も給付 制の導入検討と同時に早急な課題である。

もとより、給付制の問題と同様限られた扶助予算の中での実現を図る必要がある課題ではあるが、法テラス、弁護士及び裁判制度の改革等における効率化によって、省略・簡素化が可能なものも存在すると思われるので、そうしたものと一体として、業務量に応じた適正報酬額が決定されるよう検討がすすめられなければならない。

第3 民事訴訟手続の改革

- 1 裁判のIT化と本人サポート
- (1) 裁判のIT化の検討状況と進捗

ア 意義

裁判のIT化(e裁判)は、いわゆる「3つのe」(① e-Filing(裁判書類を紙ではなく電子ファイルで提出、保管する)、②e-Court(裁判期日をテレビ会議等で行う)、③e-Case Management(裁判記録をデータベースで管理・共有する))の要素から構成され、コスト削減、場所的格差解消、裁判迅速化、手続の透明性向上、裁判情報の高度利用実現化などのメリットがあると考えられる。

イ 具体化に至った背景事情と政府の動向

政府は、2013(平成25)年6月の閣議決定(日本再 興戦略 -JAPAN is BACK-)において、2020年までに 世界銀行のビジネス環境ランキングで日本が先進国15 位から3位以内に入る目標を掲げていたが、順位はむ しろ年々低下してしまい、契約執行(裁判所手続)の 分野もOECD平均を下回り、特に、事件管理と裁判の 自動化の項目が低評価であった。事業者にとっての事 業環境の視点から、司法(裁判所)のあり方も評価を 受け、殊に民事裁判のIT化の遅れが低評価の主要因で あった。

かかる事情を背景に、政府は、2017(平成29)年6 月の閣議決定(未来投資戦略2017)で、利用者目線で 裁判手続等のIT化を推進する方策について速やかに検 討し、当年度中に結論を得るとの裁判のIT化を取扱う 方針を明確にした。同年10月、内閣官房・日本経済再 生本部の下に「裁判手続等のIT化検討会」(IT化検討 会)が設置され、2018(平成30)年3月、「裁判手続等 のIT化に向けた取りまとめ-「3つのe」の実現に向けて-」がまとめられた。

同取りまとめを踏まえ、政府は、2018(平成30)年 6月の閣議決定(未来投資戦略2018)で、「司法府によ る自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手 続等の全面IT化の実現を目指すとした。

閣議決定では、2019(令和元)年6月及び2020(令和2)年7月の各成長戦略フォローアップにおいても引き続き取りあげられている。

ところで、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太 方針) 2018」(2018 (平成30) 年6月15日閣議決定) で は「司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援 など利用しやすく頼りがいのある司法の確保…などを 含む民事司法改革を政府を挙げて推進する」ことが盛 り込まれていたところ、2019 (平成31) 年4月には、「関 係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に 向けた喫緊の課題(裁判手続IT化…等)を整理し、そ の対応を検討するため、民事司法制度改革推進に関す る関係府省庁連絡会議…を開催する」ものとされ、裁 判手続のIT化も民事司法制度改革の重要課題の1つで あることが明確にされた。同連絡会議では、2020(令 和2) 年3月10日には取りまとめが作成された。裁判の IT化に関しては、「我が国の民事司法制度の国際競争 力の強化のため、民事裁判手続等のIT化を進めること は喫緊の課題である」として、全面オンライン化、オ ンライン手続の利用促進策、IT化に伴う人的態勢整備、 IT化に当たって必要な社会的基盤の整備等が提言され ている。

2020年7月の成長戦略フォローアップは、同とりま

203

とめや後述の議論状況等も反映して、前年よりも更に 詳細なものとなっている。具体的には、「司法府によ る自律的判断を尊重しつつ、以下の取組を行う」等と した。

- ① オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付、双方不出頭の非対面での期日等を実現するため、2022年中の民事訴訟法等の改正に取り組む。
- ② 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめに基づき、ITに関する状況を踏まえ、国民の司法アクセスの確保に配慮しつつ、訴状等の書面のオンライン提出への一本化を司法府の取組を含め段階的に実現する。その過程において、弁護士・司法書士等の士業者に限りオンライン提出を義務付けることを検討する。本人訴訟に関して、日本司法支援センターによる書面の電子化等のIT支援や法的助言も含めた支援の内容を2020年度から検討する。また、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会等が行う取組の検討も期待する。さらに、優遇措置(書面を提出した際の電子化手数料徴収を含む)等のオンライン申立ての利用促進策を検討する。
- ③ 司法府には、
 - (a)現行民事訴訟法の下でのウェブ会議等を活用した 非対面での運用について、2020年度中の全国の地 裁本庁での開始、2021年度から地裁支部での順次 開始、これら状況を見ながら高裁等での順次拡大 の検討、
 - (b)2022年中の民事訴訟法等の改正を前提に、1)早ければ2022年度中に、非対面での争点整理手続の運用拡大、非対面での和解期日等の運用開始、2)早ければ2023年度からの非対面での口頭弁論期日の運用開始、
 - (c)現行民事訴訟法の下での準備書面等の電子提出の 運用について、2021年度中に一部の庁での速やか な運用開始を目指すとともにその後に電子提出の 利用の普及促進、
 - (d)民事訴訟法等の改正を前提としたオンライン申立 ての本格実施に関しては、法制審議会の調査審議 と並行してシステム開発に向けた検討や規則改正 のための検討を実施した上で、IT化の全体計画の 策定のための取組を進め、2025年度中に当事者等 による電子提出等の本格的な利用を可能とするこ

- とを目指し、一部について先行した運用開始の検 討、
- (e)本人訴訟への裁判所での IT支援の検討、利用者 目線で使いやすい事件管理システムの構築、
- (f)計画的かつ適正迅速な裁判を実現するための運用 改善の検討等を期待し、

行政府は必要な措置を講ずる。

- ④ 審理期間の上限設定を含む特別な訴訟手続の創設 の当否を検討する。法制審議会における民事訴訟手 続のIT化の検討も踏まえつつ、2020年度中に家事 事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化 のスケジュールを検討する。
- ⑤ 民事判決データのオープン化・ビックデータ化に向けて、プライバシーや営業秘密への配慮やデータの構造化・標準化に向けた方策などを含めて、民事判決データの適切な利活用に向けた検討を進め、2020年度中を目途に、今後の道筋を得る。
- ⑥ 刑事手続において可能な分野における効率化、非対面・遠隔化等を目指すべく、2020年度中に、令状請求・発付を始めとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査・公判のIT化方策の検討を開始する。

ウ 最高裁・法務省の対応

最高裁判所も、2017(平成29)年6月の閣議決定後は裁判のIT化の検討を具体化させだし、裁判のIT化を最高裁と日弁連との協議テーマとする「第二次最高裁協議」とも呼ぶべき協議を開始するとともに、【フェーズ1】に関しては、新規にIT機器を購入し弁護士会と協力してIT模擬裁判を実施するとともに、2020(令和2)年2月以降現行民訴法の下でのウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の新しい運用を開始・順次拡大するとともに、ウェブ会議で使用するソフトウェアの利用マニュアルを作成、発表するなどしている。

また、最高裁判所は、現行民訴法132条の10に基づ く準備書面等のオンライン提出の先行実施の方針を固 めた。同先行実施は、2021(令和3)年度中の運用開 始を目指しており、システム開発の具体的内容につい て日弁連と急ピッチで協議を重ねている。

法務省でも、2018 (平成30) 年7月、公益社団法人 商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」(IT 化研究会) を発足させ、2019 (令和元) 年12月に報告 書(取りまとめ)を発表した。同取りまとめでは、オンライン申立ての段階的義務化、訴訟記録の電子化、本人確認方法としてIDパスワード方式の採用、オンラインシステムによる送達(システム送達)の新設、ウェブ会議等を利用した口頭弁論期日等の参加(みなし出頭)許容と証人尋問の整備拡大等の方向性が示された。

その後、2020 (令和2) 年2月法制審議会に民訴法改 正の諮問がなされ、同年6月以降、民事訴訟法 (IT化 関係) 部会において具体的な議論が開始されている。

エ 弁護士会の活動と対応

日弁連では、従前、弁護士業務改革委員会内のIT検 討PTが裁判のIT化の調査研究を続け、弁護士業務改 革シンポジウムのテーマとして取り上げていた他、 2014 (平成26) 年の司法シンポジウムにおいても司法 手続の電子化の導入を積極的に検討するべきである旨 の提言をしていたが、IT化検討会が設置され検討が本 格化したことを受け、民事司法改革総合推進本部内の 裁判所の基盤整備部会を中心に同部会所属のIT化検討 会委員の支援や検討対応をすることとし、2018(平成 30) 年1月、日弁連理事会において、「司法手続の電子 化は、訴訟当事者や代理人の作業を効率化させ、国民 の司法アクセスに資するとともに、司法コストの削減 を期待できる。裁判をより充実させ、適正、迅速に行 うために、電子的手段のさらなる導入とその利用の拡 大に向けた取り組みを行うべきである」との民事司法 改革グランドデザイン〔3訂版〕を承認した。

IT化検討会の取りまとめ発表と同日には、同取りまとめの基本的方向性に賛同しつつ、①裁判の公開、直接主義、弁論主義等の民事裁判の諸原則との整合性を図ること、②ITシステムの利用が困難な者に対する支援措置等の速やかな検討を進めること、③地域の実状を踏まえ全ての人にとって利用しやすい制度・システムを構築すること、④同制度・システム構築のために充分な予算措置を講ずるべきであることを内容とする会長談話を発表した。

また、さらに議論が本格化する情勢となったことに伴い、議論を基盤整備部会から執行部直属の組織に発展的に移行させることとし、同年8月、「民事裁判手続等のIT化に関する検討ワーキンググループ」(IT化検討WG)を設置し、IT化検討会の取りまとめに関する各委員会等及び各単位会への意見照会の集約作業、関

連委員会との意見交換会開催や裁判のIT化に関する Q&A(IT化の準備状況と検討課題)の作成発表、各 地で実施のIT模擬裁判の情報収集やマニュアルの作成 発表、IT化研究会委員の支援や議論状況の検討分析等 の対応の他、フェーズ1対応のeラーニング研修の実施 準備を進めてきた。

また、IT化研究会取りまとめに関しても、2020(令和2)年6月18日、日弁連意見書(「民事裁判手続等IT化研究会報告書―民事裁判手続のIT化の実現に向けて一」に対する意見書)を作成公表した。

(2) 直面している課題

ア フェーズ1の対応

日弁連は、フェーズ1の実施に備え、フェーズ1の内容、Microsoft Teams(フェーズ1で用いられるソフト)の導入及び操作方法、民事裁判手続の各段階に応じた利用方法などを記載した「弁護士向けフェーズ1対応マニュアル」を、また最高裁と共同で上記ソフトの操作方法を詳細に説明する「Microsoft Teams利用マニュアル」を各発表した。

東弁や法友会としては、引き続き、積極的にフェーズ1に関連する事項の広報を行うほか、上記ソフトの導入や操作方法等を修得するための研修会等を開催し、円滑なフェーズ1の実施が可能となるように取り組むべきである。

イ 民訴法改正に向けた取組み

前記のとおり、2020(令和2)年2月法制審議会への 諮問が行われ、民事訴訟法(IT化関係)部会が立ち上 がり、裁判のIT化に向けた法制審議会での民事訴訟法 改正の関する具体的な議論が始まった。

法制審議会での議論は、事実上このIT化研究会の取りまとめを土台にして議論が進められており、前記のとおり、日弁連でも、同取りまとめに対する意見書を作成提出しているが、東弁・法友会内部でもしっかりと議論を行い、IT化推進の意義を認めつつも拙速なIT化には慎重意見を明らかにするといった姿勢望まれよう。

ウ 準備書面等のオンライン提出

前記のとおり、最高裁は、2021(令和3)年度中の 運用開始を目指し、現行民訴法132条の10に基づく準 備書面等のオンライン提出の先行実施の方針を固め、 システム開発の具体的内容について日弁連と協議を重 ねている。 事務職員アカウントの付与などのあり方、本人訴訟での利用まで段階的に拡大する運用とするか、押印の省略を可能とするか、など、実務への影響は大きいものと予想され、スピード感を重視しつつも、利用当事者である弁護士の意見を十二分に汲み取ったものとすべきである。かえって不便なものともならないよう、また、運用開始後も引き続き利便性向上・改善につなげる継続的体制を構築することが望まれる。

(3) 本人サポートについて

現時点では、オンライン申立ての義務化の程度が定まっていないため、議論が本格化していないが、仮に 当事者の書面提出を一切認めない制度が実現すると、 これに対応できない者の支援が必要である。

具体的には、書面の電子化やアップロード、送達文書の受送達、更にはウェブ会議への対応等が検討課題となる。裁判を受ける権利の保障は国の責務であり、日弁連が2019(令和元)年9月12日付け「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」で明らかにしたように、国によるサポート体制の構築を本人支援の中核に据え、その具体的な制度設計の検討に着手すべきである。

弁護士や弁護士会による支援も検討課題ではあるが、 わが国の国民性、本人訴訟の多さとその原因、弁護士 会・法律事務所の設置場所、弁護士報酬の自由化、弁 護士会の予算(機器、人件費等)、送達文書の対応(補 充送達・送達場所等の是非、本人への告知方法と過誤 リスク等)など検討すべき課題は多い。支援をなすべ き主体及び支援の内容は、利用者にとっての利便性を 第一に、今後慎重に検討していくべきであろう。

2 情報・証拠収集手段の拡充

2003 (平成15) 年の民事訴訟法の改正により、証拠 収集手段の拡充が一定程度はかられ、文書提出義務の 一般義務化、専門委員制度、鑑定制度の改革が進めら れた。しかし、相手方の手元の証拠へのアクセス手段 が限られていることによって真実解明が限定的である ことはいまだに課題のままあり続けている。もとより 裁判は証拠に基づいて行われるものであるところ、証

拠へのアクセスが制限されたままでは裁判の結果への 信頼は損なわれる一方となりかねない(これは証拠偏 在型の訴訟に限られない。)。現行法上も用意されてい る文書提出命令、調査嘱託制度、当事者照会制度の強 化・拡充は必須である。また、現在の民事訴訟法は、 証拠の収集手段に軸足をおいているが、当事者照会制 度にみられるような情報取得のための制度や、これを 早期に行う制度の必要性も存在すると考えられるとこ ろでもある。さらには、被告の所在が不明である場合 の被告に関する情報については、現行法では確定した ものが存在しない。この点も改革課題である。一方で、 これらの情報や証拠についての秘密を保持する制度を 十分ならしめることも重要である。この点、最高裁判 所及び法務省と日弁連の間でもたれた民事司法の在り 方に関する法曹三者連絡協議会において、議論されて いる。

この中で、訴えの提起前における証拠収集処分の手 続きをより利用しやすく実効的なものに見直すこと (例えば、申立ての要件を緩和すること)、調査嘱託の 実効性を確保するための見直し、被告の所在を調査す るために必要な情報(例えば住民票の記載事項、就業 場所、郵便の転送先等)を第三者(例えば市町村、日 本年金機構、日本郵便株式会社等) から取得できるよ うな制度の導入、当事者双方が、訴訟手続の早期の段 階において、所持する文書等に関する情報を交換する 制度(いわゆる早期開示制度)の導入、専門委員の活 用のための見直し、事案解明のための当事者の協力義 務に関する規定の導入、当事者照会の実効性を向上さ せるための見直し、自己利用文書を文書提出義務の除 外事由としている規定を見直すなどしての文書提出義 務の範囲を拡大する方向での見直し、文書の特定のた めの手続をより利用しやすく実効的なものにするため の見直し、秘密保持命令の導入等を内容とする案等に 対する意見交換がなされ、三者においてとりまとめに 向けて議論が進んでいる。

法友会としても、情報・証拠収集手段の拡充について、活発な意見交換をし、今後予定されるであろう法 改正に向けて取り組んでいくことが求められる。

第4 損害賠償制度の改革

1 司法制度改革審議会意見書

2001 (平成13) 年6月の司法制度改革審議会意見書(以下「意見書」という。) は、「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、他人の違法な行為によって損害を受けた者がいる場合に、その被害者に生じた損害 (精神的損害を含む)を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものと考えられる」として、従来からの填補賠償の考え方を踏襲しつつ、「損害賠償の額の認定については、全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行うとともに、過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる。」として、損害額の認定について考慮することを示唆している。

しかし、それから10年以上を経た2013(平成25)年 10月30日の「民事司法を利用しやすくする懇談会」最 終報告書においても、不法行為により精神的損害を受 けた被害者に対する損害賠償が低額に過ぎること、加 害者の手元に利益が残れば不法行為の抑止力とならな いこと、などが指摘され、慰謝料額適正化のため損害 賠償算定ルールの創設を提案しており、司改審意見書 から10年以上を経ても、民事司法改革全般の進展が遅 れるなか、不法行為による精神的損害の賠償額の分野 においてもあまり進展が見られないように思える。

2 若干の高額化傾向

ただし、司改審の議論と並行して裁判官等の検討会がいくつか立ち上がったらしく、例えば2001(平成13)年5月の判例タイムス1055号4頁以下の「名誉毀損による損害額の算定について」という元高裁判事が書かれた論文では、詳細な検討の後、産業計全労動者の平均年収額約500万円を名誉毀損の損害の一般的な平均基準額とすべきであるとの提案がなされている。また、これに続く2001(平成13)年11月の判例タイムズ1070号4頁以下では司法研修所が2001(平成13)年5月17日に開催した2001(平成13)年度損害賠償実務研究会の報告が掲載されているが、ここでも損害賠償請求訴訟における損害額の算定がテーマとなり、①名誉毀損による損害賠償の損害額算定、②逸失利益の算定に

おける男女間格差、③逸失利益の算定における中間利息控除の利率について検討がなされている(判例タイムス1070号4頁以下)。特に名誉毀損による損害賠償に関しては、現状が低額であることを前提に、適切な損害額算定の方向性が議論されている。

そしてこのころ、週刊誌などのマスコミの芸能人・ 政治家等に対する名誉毀損事件で高額な慰謝料が認め られる例が相次ぎ、話題となった。

マスコミによる名誉毀損は、公益目的で行った報道が結果的に名誉毀損となる場合もあるが、多くは営利的な販売部数拡大のために意図的に不正確または憶測による情報や、事実であっても報道すべきでない個人情報を掲載するものであり、その故意と利益追求性から賠償額が高額化していく傾向にある。しかし、それでも数百万円から希に1000万円を超える損害額認定をした判決が出るにすぎず、この程度の金額ではマスコミの営利目的の名誉毀損報道への抑止力には足りないようにも思える。

3 懲罰的賠償制度

この点、アメリカ等では懲罰的賠償の制度がある。 この懲罰的賠償制度は悪質な加害者に対する制裁の趣 旨と、その金額が損害填補とは全く別の観点から定め られるため、数億円、さらには数十億円の金額になる ことも珍しくないものであり、その金額の高さが予防 的な効果を生じるものと思われる。

しかし、司改審意見書では「民事責任と刑事責任を 峻別する我が国の法体系と適合しない等の指摘もある」として消極的な意見が述べられており、懲罰は刑 事の分野であって填補賠償を基本とする我が国の損害 賠償制度になじまないとの考え方が強いようである。

4 填補賠償の枠組みでの高額化

他方、名誉毀損損害賠償以外の精神的損害の賠償については司改審以後も名誉毀損事件ほどの高額化は見られず、民事司法を利用しやすくする懇談会の最終報告書の記載がそのまま当てはまる状況である。

しかしながら、懲罰的賠償制度以外の損害賠償は填補賠償の考え方をとるアメリカでは、精神的損害の填補賠償として、数千万円から1億円以上の損害を認定

することもあり(判例タイムズ1055号14頁以下)、填補賠償の枠組みの中で損害賠償額を引き上げることは不可能ではない。ただし、その場合には予測可能性を担保するため、一定のルールを定めて公表する必要がある。

5 民事司法への信頼と利用促進のために

このように、精神的損害に対する賠償額はマスコミによる名誉毀損などの例を除き、司改審意見書の指摘がそのまま現在も通用するような状況である。そしてそれは、加害行為を助長するとともに、被害者が民事

司法を利用しようとするインセンティブ、さらには司 法に対する信頼をも失いかねない恐れがある。

今後、既に提案されている平均年収を基準にする考え方や財産的損害の何倍と決める方法などを参考に、合理的な基準を検討すべきである。

但し、その際には、正当な表現の自由の萎縮効果を 生じさせないよう、公益目的の言動か営利的な言動か 否か、故意か過失か、当該表現によって雑誌販売など の利益が生じているかどうか、なども含めて、公平妥 当な基準を定立する必要がある。